



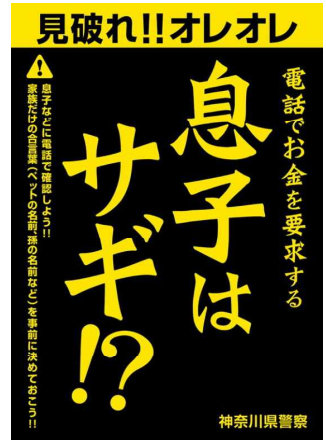
神奈川県警察からのお願い

【オレオレ詐欺】(だましの口実)

電話で息子や孫などを装い、

- ① 小切手(お金)の入っていた鞆を失くした
- ② 借金の保証人になった
- ③ 仕事上のミス(書類の誤送付、紛失)
- ④ 会社のお金を使って株を買った
- ⑤ 不倫相手を妊娠させた

などの名目で、身内を心配する高齢者の気持ちに付け込んで、お金を振り込ませたり上司や同僚をかたって現金を直接受け取りに来るものです。



【架空請求詐欺】(だましの口実)

証券会社などをかたり「あなたには、債券を購入する権利があります。興味があれば権利を譲ってください。」などと話を持ち掛け、後日、「インサイダー取引」「金融庁が調査」「名義貸しは犯罪」「逮捕」などと不安をあおり、トラブル解決名目で現金を送らせるものです。

だましの口実には、

- ① 名義貸しトラブル (個人情報抹消、債券購入、会員権購入等)
 - ② サイト利用料 (アダルトサイト閲覧等)
- が使用されています。また、
- ① 現金を送ることができない「ゆうパック、レターパック、宅配便」等を使って現金を送るように指示
 - ② コンビニで電子マネー系を購入させ、購入用紙に記載してある暗証番号等をFAX送信や携帯電話で連絡するよう指示するのが特徴です。

【還付金等詐欺】(だましの口実)

電話で役所等の職員をかたり「役所の者です。医療費(又は保険料)の過払いがあるのでお金が戻ります。今日が期限です。急いで近くのATMに行き、着いたら今から言う番号に電話をしてください。」などと申し向け、言葉巧みにATMを操作させて犯人の口座にお金を振り込ませるものです。

※ 市区町村等が、医療費・保険料等の還付のためATMを操作させることは、絶対にありません!

高齢者が携帯電話を使用しながらATMを操作している場合は、「振り込め詐欺の被害者」と考え、声掛けと警察への通報をお願いいたします!



●高齢者に対して上記手口の注意喚起を繰り返しお願いいたします。